

「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 65 号）の  
施行に伴う株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 外国人保有制限銘柄 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）<u>第 116 条第 1 項に規定する基幹放送事業者、同法第 125 条第 1 項に規定する基幹放送局提供事業者若しくは同法第 161 条第 1 項に規定する認定放送持株会社、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）が発行する振替株式をいう。</u></p> <p>(11) ～ (53) (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 外国人保有制限銘柄 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）<u>第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者（同法第 2 条第 3 号の 5 に規定する委託放送事業者を含む。）若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する認定放送持株会社、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）が発行する振替株式をいう。</u></p> <p>(11) ～ (53) (略)</p>
<p>(加入者との契約)</p> <p>第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 当該加入者は、機構から当該口座管理機関に対し当該加入者の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又は加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等（外国人</p>	<p>(加入者との契約)</p> <p>第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 当該加入者は、機構から当該口座管理機関に対し当該加入者の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又は加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等（外</p>

保有制限銘柄の発行者が放送法第 116 条第 1 項に規定する基幹放送事業者、同法第 125 条第 1 項に規定する基幹放送局提供事業者若しくは同法第 161 条第 1 項に規定する認定放送持株会社である場合における同法第 116 条第 1 項、同法第 125 条第 1 項若しくは同法第 161 条第 1 項に規定する外国人等、発行者が航空法第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定する持株会社等である場合における同項に規定する外国人等又は発行者が日本電信電話株式会社である場合における日本電信電話株式会社等に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当該口座管理機関が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することに同意すること。

(7) ~ (42) (略)

国人保有制限銘柄の発行者が放送法第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者(同法第 2 条第 3 号の 5 に規定する委託放送事業者を含む。)若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する認定放送持株会社である場合の同法第 52 条の 8 第 1 項(同法第 52 条の 28 第 1 項において読み替えて適用する場合を含む。)若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する外国人等、発行者が航空法第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定する持株会社等である場合における同項に規定する外国人等又は発行者が日本電信電話株式会社である場合における日本電信電話株式会社等に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当該口座管理機関が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することに同意すること。

(7) ~ (42) (略)

## 2. 附則

この改正規定は、「放送法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 65 号)の施行日〔平成 23 年 6 月 30 日〕から施行する。

以 上